○経済産業省告示第三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十五条第四項の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
一般財団法人日本海事協会	東京都千代田区紀尾井町四番七号	定期安全管理審査	平成三十年一月二十三日

○防衛省告示第十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月三十日及び同月三十一日（予備、二月一日から同月五日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月三十日及び同月三十一日（予備、二月一日から同月五日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十三日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二分五二秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(エ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(オ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(カ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年一月二十三日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　福島県

第2　事業の種類　一級河川井出川水系井出川公共災害復旧工事（福島県双葉郡楢葉町大字井出字本釜地内から同町大字井出字小田前地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　福島県双葉郡楢葉町大字井出字本釜及び字小田前地内

2　使用の部分　福島県双葉郡楢葉町大字井出字本釜地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡楢葉町大字井出字本釜地内から同町大字井出字小田前地内までの一級河川井出川水系井出川（以下